

議案第69号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年9月19日

三朝町長 安田真一郎

平成9年9月29日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに同表第3号」を「及び同表第3号」に改め、「並びに同表第4号及び第5号に掲げる者」を削り、「医療の給付を受ける者」を「医療の給付を受けるもの」に改める。

第3条第2項中「老人保健法第28条の規定」を「老人保健法の規定（同法第28条第2項の規定を除く。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町特別医療費助成条例の規定は、平成9年9月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。